

(登録免許税法の一部改正)

第五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二 非課税法人の表(第四条、第五条関係)

名称	根拠法
省略	省略
福島国際研究教育機構	福島復興再生特別措置法

別表第二 非課税法人の表(第四条、第五条関係)

名称	根拠法
同上	同上